

藤枝市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定める。

（指定の対象）

第2条 法第23条第1項の特定非営利活動法人、一般社団法人及び一般財団法人は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 過去において、藤枝市の空き家対策事業に関し、藤枝市と連携した実績があること。
- (2) 前号に類するものとして市長が認める実績があること。

2 法第23条第1項の会社は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 定款に空き家の管理又は活用に関する事業を行う旨の記載があること。
- (2) 藤枝市空き家ゼロにサポーター（藤枝市空き家ゼロにサポーター事業実施要綱（令和元年藤枝市告示第54号）第2条に規定するものをいう。次号において同じ。）として、3年以上継続して登録されているものであること。
- (3) 藤枝市空き家ゼロにサポーターとして、市長が認める活動実績を有すること。

（指定の申請）

第3条 法第23条第1項の規定による申請は、次に掲げる書類を添えて空家等管理活用支援法人指定申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

- (1) 定款の写し
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表（会社を除く。）
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書（会社を除く。）
- (7) これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第24条各号に規定する業務に関する計画書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

（指定の条件）

第4条 法第23条第1項の規定による指定をするための条件は、次に掲げるも

のとする。

- (1) 業務の方法が、法第 2 4 条各号に掲げる業務として適切なものであること。
- (2) 必要な人員の配置（事業者間の連携体制を含む。）、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (3) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること（会社を除く。）。
- (4) 藤枝市暴力団排除条例（平成24年藤枝市条例第40号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有するもの（次号において「暴力団員等」という。）でないこと。
- (5) 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 未成年者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

オ 暴力団員等

- (6) 法第 2 5 条第 3 項及びこの要綱第 9 条第 1 項各号の規定による指定の取消しを受けていないこと。

2 市長は、法第 2 3 条第 1 項の規定による指定をしたときは、空家等管理活用支援法人指定書（第 2 号様式）により通知するものとする。

（指定の期間）

第 5 条 法第 2 3 条第 1 項の規定による指定の有効期間は、当該指定の日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日までとする。

（業務の対象）

第 6 条 法第 2 4 条各号に掲げる業務の対象は、次に掲げる空き家のうち、市長が支援法人による援助等が必要と認めたものとする。

- (1) 藤枝市の空き家台帳に登録されている空き家（藤枝市が実態調査を行った結果空き家と判定し、登録されているものをいう。）
- (2) 藤枝市が特定空家等（法第 2 条第 2 項に規定するものをいう。）及び管理不全空家等（法第 1 3 条第 1 項に規定するものをいう。）と認定した空き家
- (3) 前 2 号に掲げる空き家以外の空き家

（事業の実施等）

第 7 条 藤枝市と支援法人は、各事業年度における事業の開始前に当該事業年度の目標及びその達成方法について協議する。

2 支援法人は、事業年度終了後、遅滞なく業務実施状況報告書（第 3 号様式）を市長に提出するものとする。

3 藤枝市と支援法人は、前項の業務実施状況報告書の提出があったときは、第 1 項に規定する目標の達成度、当該目標を達成するための手段の有効性等を検証し、翌事業年度の取組内容について協議するものとする。

（名称等の変更）

第 8 条 法第 23 条第 3 項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（第 4 号様式）により行うものとする。

（指定の取消し）

第 9 条 市長は、法第 25 条第 3 項の規定による場合のほか、次に掲げる事由があると認めたときは、支援法人の指定を取り消すことができる。

- (1) 支援法人が、第 4 条第 1 項各号の条件を満たさなくなったこと。
- (2) 不正な手段により支援法人の指定を受けたことが明らかになったこと。
- (3) 支援法人から取消しについて申出があったこと。
- (4) その他支援法人の指定を継続する必要がなくなったこと。

2 支援法人の指定を取り消したときは、指定取消書（第 5 号様式）により通知するものとする。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和 12 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

第 1 号様式（第 3 条関係）

空家等管理活用支援法人指定申請書

年 月 日

藤枝市長 宛

所在地

名称又は商号

代表者氏名

連絡先（電話番号・メールアドレス）

事務所又は営業所の所在地

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人の指定を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

第 2 号様式（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

空家等管理活用支援法人指定書

（ 法人の所在地
名称又は商号
代表者氏名 ） 様

藤枝市

藤枝市長 （市長名）



年 月 日付けの申請については、審査の結果適正であるので、下記のとおり空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人として指定します。

記

- 1 法人の名称又は商号
- 2 法人の住所
- 3 事務所又は営業所の所在地
- 4 業務の内容
- 5 指定の期間
- 6 指定の条件

第 3 号様式（第 7 条関係）

業務実施状況報告書

年 月 日

藤枝市長 宛

空家等管理活用支援法人

〔 名称又は商号
代表者氏名 〕

藤枝市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事業実施要綱（令和 6 年藤枝市告示第 号）第 7 条第 2 項の規定により報告します。

- 1 事業年度
- 2 実施状況

第 4 号様式（第 8 条関係）

名称等変更届出書

年 月 日

藤枝市長 宛

空家等管理活用支援法人

名称又は商号

代表者氏名

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第 2 3 条第 3 項の規定により届け出ます。

1 変更予定年月日 年 月 日

2 変更する事項

☐ 法人の名称又は商号 ☐ 法人の住所 ☐ 法人の事務所又は営業所の所在地

3 変更の内容

変更前	
変更後	

4 変更の理由

第 5 号様式（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

指定取消書

（ 法人の所在地
名称又は商号
代表者氏名 ） 様

藤枝市

藤枝市長 （市長名）



空家等管理活用支援法人の指定を下記のとおり取り消します。

記

1 指定取消年月日 年 月 日

2 取消しの根拠

☐ 空家等対策の促進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第 2 5 条
第 3 項

☐ 藤枝市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事業実施要綱（令和 6 年
藤枝市告示第 号）第 9 条第 1 項第 号

3 指定取消しの理由

（教示）

この決定に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に藤枝市を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する市長の裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することは

できなくなります。